

第 25 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事内容に関するご意見等について

○議題 1 短時間・有期雇用労働者対策基本方針（案）について（諮問）

（特になし）

○議題 2 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（特になし）

○議題 3 2019 年度の年間目標に係る中間評価について

○①（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数）について

2022 年 4 月 1 日以降、101 人以上 300 人以下の一般事業主も行動計画策定等が義務化される。

今後、今年 4 月 1 日から施行される改正法について、対象の大企業を中心に周知が行われると思うが、中小企業に対しても、施行日を待たず前倒しして取り組みが行われるよう、プラチナえるぼしや助成金の周知を含めた積極的な働きかけと支援をお願いしたい。

また、夏に協議予定の 2020 年度評価シート（案）には、今後の取り組みの参考となるよう、100 人以下および 101 人以上 300 人以下の内訳についても記載をお願いしたい。

○②（次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク取得）企業数）について

順調に目標を達成しており、一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている 100 人以下企業も含めて、引き続き、認定取得に向けた周知ならびに支援をお願いしたい。

○議題 4 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

○（諮問の内容それ自体については、）本諮問にいう有給休暇については、事業主の事業運営に及ぼす影響に配慮しつつも、労働者が休暇を取得しやすい環境を調えることが重要であり、諮問にかかる制度が実現された場合には、制度の周知と並んで、この点についても関係当事者に対する適宜の働きかけを行うことが重要だと考える。

○ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等の助成金について、正規・非正規を問わず、幅広い労働者を対象としていることは評価できる。

しかし、助成金はあくまでも企業向けである。助成金の創設を機に、多くの企業で有給休暇取得など、柔軟な対応がはかれるよう、申請方法の簡略化を含めた取り組み支援を行っていただきたい。

○ 申請手続きについて、企業への早めの周知をお願いしたい。